

御社の「人材」を「人財」に変えるお手伝いをいたします

office TOKEN TOKEN 通信

2020/No.3

東京都目黒区原町2-13-2

特定社会保険労務士 田邊 武範
行政書士

TEL 03-3714-6916 FAX 03-3715-5163

URL . <http://www.office-token-sr.com/>

E-mail . tanabe@office-token-sr.com



① 労働保険の年度更新が始まります。

今年も労働保険の年度更新の時期がやってまいりました。

各事業所(事務組合委託事業所は除く)にも左のような申告書が送付されてきたのではないのでしょうか。

面倒な手続きは…

「office TOKEN」

にお任せください。

① 年度更新って???

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を単位として計算されることになっていて、その額は労働者に支払われる給与の総額から算定することになっております。年度ごとに概算で保険料(概算保険料)を納付し、年度末(3月)に給与総額が確定したあとに精算(確定保険料)する方法をとっております。

前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と新年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが「年度更新」の手続きです。

(例)業種—電気機械器具製造業

前年度、労働者全員に支払った給与の総額—1200万円の場合

平成31年度の確定保険料は…

$12,000,000 \times 2,5 / 1000 = 30,000$ 円 (一般拠出金は除きます) となります。

令和2年度の概算保険料は…

$12,000,000 \times 2,5 / 1000 = 30,000$ 円 (一般拠出金は除きます) となります。

※今年度、労働者に支払うことが予定される給与の総額を基に保険料を計算します。尚、平成31年度と比較して1/2以上2倍以下(例では600万以上2400万以下)の場合は前年度と同額を見込額とします

② 今年は申告期限が延長されました。

申告及び保険料の納付は原則7月10日までですが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ「令和2年6月1日～8月31日」に延長となります。

令和2年度の労働保険料及び一般拠出金の概算保険料及び確定保険料に係る申告書の提出及び納付は、「令和2年8月31日まで」にお願いいたします。

③ 64歳以上の方は注意が必要です。

令和2年4月1日より64歳以上の高齢者について雇用保険料の免除制度が終了しました。

そのため平成31年度の確定保険料は従前の通り64歳以上の高齢者の給与は保険料の算定に含めませんが、**令和2年度の概算保険料からは年齢にかかわらず全ての雇用保険被保険者の給与が保険料の対象となります。**

② 社会保険の算定基礎届も始まります。

労働保険とほぼ同時期に社会保険の算定基礎届のお手続きも始まります。

6月の中旬になると今度は左のような書類が各事業所に送付されます。

労働保険と同様にこのようなお手続きも

「office TOKEN」

にお任せください。

① 算定基礎届って???

毎年7月1日現在の被保険者を対象に、4月、5月、6月に支払われた報酬(基本給のほか、家族手当・通勤手当・住宅手当・残業手当などの手当も含まれます)を届け出ることにより、9月からの標準報酬月額を決めるための届出です。決定された標準報酬月額は、9月分からの「保険料」、「保険給付」、「年金額」の計算の基礎となります。

② 通常より低額な休業補償がされた場合は注意が必要です!!

4月以降のお給料について、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う各都道府県の要請により一時的に休業を余儀なくされた事業所の中では休業中の従業員に対する給与について60%や70%の額を休業手当として補償されているところをお見受けします。

この場合、**休業手当として支払われた給与の額をそのまま、算定基礎の数字としてよいのでしょうか??**

例えば…

【月給制(30万円)・給与締日は毎月15日・給与支給日は当月末日】

【4月は通常の給与(30万円)、5月、6月は休業のため給与は70%支給(21万円)】

この場合、**7月1日時点で休業の状況が解消されている場合と解消されていない場合で取扱いが変わります。**

(1) 7月1日時点で休業の状況が解消されている場合

①		② 田邊 武範			③ 5-510317		④ R2年 9月		⑤	
⑥ 職 種	⑦ 千円	⑧ 千円	⑨ 千円	⑩ 千円	⑪ 千円	⑫ 千円	⑬ 千円	⑭ 千円	⑮ 千円	⑯ 千円
⑰ 支払月	⑱ 日数	⑲ 通貨	⑳ 現物	㉑ 合計(㉒+㉓)		㉔ 総計		㉕ 平均額		
4月	31日	300,000	0	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000		
5月	30日	210,000	0	-	-	300,000	300,000	300,000		
6月	31日	210,000	0	-	-	修正平均額	修正平均額	修正平均額		

1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月)
 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定
 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等
 6. 短時間労働者 (特定適用事業所等)
 7. パート 8. 年間平均
 9. その他 (5月,6月休業手当 6月16日から一時帰休解消)

※**休業中の給与は含まず**に決定します。

※「9、その他」に**休業手当の支払月及び休業解消時期**を記入します

(2) 7月1日時点で休業の状況が解消されていない場合

①		② 田邊 武範			③ 5-510317		④ R2年 9月		⑤	
⑥ 職 種	⑦ 千円	⑧ 千円	⑨ 千円	⑩ 千円	⑪ 千円	⑫ 千円	⑬ 千円	⑭ 千円	⑮ 千円	⑯ 千円
⑰ 支払月	⑱ 日数	⑲ 通貨	⑳ 現物	㉑ 合計(㉒+㉓)		㉔ 総計		㉕ 平均額		
4月	31日	300,000	0	300,000	300,000	720,000	720,000	720,000		
5月	30日	210,000	0	210,000	210,000	240,000	240,000	240,000		
6月	31日	210,000	0	210,000	210,000	修正平均額	修正平均額	修正平均額		

1. 70歳以上被用者算定 (算定基礎月: 月 月)
 2. 二以上勤務 3. 月額変更予定
 4. 途中入社 5. 病休・育休・休職等
 6. 短時間労働者 (特定適用事業所等)
 7. パート 8. 年間平均
 9. その他 (5月,6月休業手当 5月から一時帰休)

※**休業中の給与を含めて**決定します

※「9、その他」に**休業手当の支払月及び休業を開始した月**を記入します。

以上で計算をしたのちに休業手当が3ヵ月続いた場合は月額変更の対象となります。

尚、4月、5月、6月のいずれの月も休業手当が支払われている場合は従前の標準報酬月額にて決定がされます。